毎週火・金曜日発行 (当日が休日に当たるときは繰下発行)

 \bigcirc

 \bigcirc





平成 16年

10月5日(火曜日)

路の位置を次のように指定した。

平成十六年十月五日

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、

道

指

定

号

善土指道

第十三号

香川県知事

武

紀

(●印は、県法規集掲載事項)ページ

Ξ

指定道路の位置

仲多度郡満濃町大字四條字東村六一〇 一、六一三 二及び六一三

指定年月日

平成十六年九月九日

四

指定道路の幅員とその延長

幅員

四・〇〇メートル及び五・〇〇メートル~五・〇

告

示

目

次

(水 建 産 築

漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のための同意の認定

平成十六年香川県告示第百二十五号 (公営住宅法施行令第二条第一項第四号 課)

(住 宅

(土地改良課)

=

(農村整備課)

路の位置を次のように指定した

平成十六年十月五日

香川県告示第六百六十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、

道

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所総務課において閲覧に

延長

五八・一一メートル

ニメートル

(建築課)

県営土地改良事業に係る異種目換地の指定

開発行為に関する工事の完了

公

に規定する数値の決定)の一部改正

道路の位置指定 (二件)

土地改良区の役員の退任の届出

監査委員公表

監査結果に基づく措置の公表

告

示

香川県告示第六百六十一号

届出を審査した結果、福田加入区について同法第百十二条第一項の規定による同意があっ 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による

たと認めたので告示する。

平成十六年十月五日

香川県告示第六百六十二号

香

Ш

報

平成十六年十月五日

香川県知事

귍

紀

指 定 号 善土指道 第十四号

香川県知事

真

鍋

武

紀

指定年月日 指定道路の位置 仲多度郡満濃町大字四條字東村七五三 平成十六年九月十六日 四

七五六

四及び同地先

Ξ

水路

指定道路の幅員とその延長 幅員 四・一二メートル及び四・五一メートル

四

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所総務課において閲覧に

八〇・三六メートル

供する。

香川県告示第六百六十四号

平成十六年香川県告示第百二十五号(公営住宅法施行令第二条第一項第四号に規定する

(第九一七三号)

香

数値の決定)の一部を次のように改正し、平成十六年十一月一日から施行する。 平成十六年十月五日

香川県知事

귋

紀

o

表国分寺の項中

八四

年 一 平 度 四 成

造六階建 高層耐火構

を

年 一 平 度 五 成

造六階建 高層耐火構

造六階建 高層耐火構

年 一 平 度 四 成

公 告

香川県公告第四百七十七号

に改める。

東植田土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 高松市

平成十六年十月五日

香川県知事 鍋 武

種 役 員 類の 氏 名 住

所

紀

理 — 雄 高松市東植田町二二六四番地一

平成一六、

九

六

退任年月日

香川県公告第四百七十八号

土地として指定したので、同条第三項の規定により公告する。 山工区)において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、非農用地区域に換地する 同法第五十三条の二第一項の規定に基づき、県営中山間地域総合整備事業白鳥南地区(東 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十九条の二第三項において準用する

平成十六年十月五日

香川県知事 真 鍋 武

紀

東円坊東八字東山字東ががわ市大字東山字 所 在 一五三六 地 番 地目 田 用途 田 三二〇平方メートル 地 積

香川県公告第四百七十九号

〇・八四

三十六条第三項の規定により公告する 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第

平成十六年十月五日

〇・八四

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

香川県知事

真

武

紀

丸亀市土器町西三丁目四〇三、四〇五及び四一〇

開発許可を受けた者の住所及び氏名

滋賀県彦根市後三条町一五六 四

秋山

監査委員公表

香川県監査委員公表第29号

又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき

平成16年10月5日

香川県監査委員

田 4

名石

回 回

回

平成15年度

健康福祉部(病院事業会計)

監查対象年度

監査対象部局

ſ					
香	検討		描		が
Ш	検討指示事項		指導注意事項		措置の状況
県		٠		粗色	瓷
報平成十六年十月五日	患者未収金の解消について 患者自己負担分医療費にかかる 未収金は相当額になっている。こ のため、未収金の解消及び発生防 止に向けた検討を要する。(中央 病院)	展がある。(円火病院) イ 行政財産使用料の徴収について 大 病院内の施設に係る使用料の徴収について	ア 通勤手当の支給について 通勤手当の支給に当たり、出 張、休暇、欠勤等のため月の初 日から末日まで1日も通勤しな いときは、その月分は支給され ないにもかかわらず、誤って支 給しているため、返納させる必	監査の結果(対象機関)	
	各病院において、未収金対応のための院内の体制整備や、発生防ための院内の体制整備や、発生防止、初期対応、回収対策等をまとめた未収金管理要領を作成し、適正かつ円滑な未収金対策を推進する。	平成16年8月27日に追加徴収済 みである。	平成16年7月26日、7月30日に 返納済みである。	措置の状況	
(第九一七三号)					
Ξ					

